

# 議会運営委員会

平成17年11月2日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子                      ○飯高 昭二                      松田 正  
小野 隆雄                      坂口 徹                      三木 誓士  
中西議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 三木委員、飯高委員

委員長 おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会させていただきます。

初めに、議員皆さんにご了解をとらせていただきたい点がございます。先の町長選挙に出馬されました西谷委員が辞職となりました、その後、この議会運営委員会のメンバーでもありましたが、今後の議会運営委員会を運営していく上で、委員が抜けられた後、現状のまま、一人欠員にはなりますけれども、現状のまま議会運営委員会を開催していきたいという風に考えているところですが、皆様方にご了解を取らせていただいた上でと思っておりますので、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 ありがとうございます。そうしましたら、今後、議会運営委員会としましては、今、ご出席いただいているメンバーで運営をしていきたいという風に考えます。

小野委員 今回、総務から3名の方、議会運営委員会にでておりますので、こういう事を言ったら、語弊があるかも知れませんが、総務の方で2名の方が参加していただいている前提のもとに補充をしないと、例えば建設の中で、私と副委員長とメンバーですが、私が何かの事で議運のなかったら、建設の方からもう一人補充をしてもらう、そういう前例という形でしていただければ、ということをお願いします。

委員長 今、小野委員からご意見いただきました。私も言葉が足りませんでした、丁度出ていただいていたのが、総務委員会からで総務委員さん3名出ていただいていたということで、総務委員会自身が欠員になり、常任委員会が5名ずつという、丁度、そういう数になりましたの

で、今、議会運営委員会の方に各2名ずつ出ているということで、均衡が保っているという意味合いも含めましてね、現状のまままでいきたいということで、ご提案させていただいたんで、勿論、今小野委員からいただきましたご意見につきましては、今後の考え方としては、きちっと受けとめさせていただきたいと思いますので。それでは現状で、今後もいかせていただくということで、ご了解をいただきましたので、全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催させていただきます。

委員長

お手元にレジメの方お配りをさせていただいていますが、実は5番目に臨時議会の開催についてというのを5番目にもってきてあるんですが、総務部長の方から説明を受けて、皆さん方にご協議をいただくわけなんです、総務部長の方が監査が入ってございまして、この後時間の方がうまく取れないということで、大変申し訳ないんですが、5番目の臨時議会の開催についてを最初にもってきて、これを先に進めさせていただきたいと思いますので、ご了解いただけますか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、皆さん方のご了解をいただいておりますので、5番目にここには書かせていただいておりますけれども、臨時議会の開催についてを、ごめんなさい。すいません。

申し訳ございません。本日の委員会の会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に三木委員、飯高委員を指名させていただきますので、両委員にはよろしく願いいたします。

委員長

申し訳ございません。そうしましたら、この件につきまして臨時議会の開催について、理事者の方から、人事院勧告に伴う給与条例改正について、11月中に議会の開催をお願いしたいということでござい

ますので、総務部長の方に説明をいただくため出席を願っておりますので、まず、この事について説明を求めたいと思います。

総務部長

おはようございます。今、委員長さんの方からお話ありましたように、給与関係の条例について12月までに改正をお願いするというところで、臨時議会をお願いしたわけでございますので、その関係上、提出を予定いたしております議案についてあらかじめ概要をご説明申し上げたいと思います。

今回、臨時議会の関係につきましては6議案を上程させていただいております。

まず、議案について3件ございまして、1件目には、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、2つ目には特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、3点目には斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次に、報告が3件ございまして、議会の委任による町長専決処分の報告については2つございます。1つ目は損害賠償の額の決定と、それに伴う補正予算の関係、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。3つ目の報告につきましては、平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）についてでございます。

概要について、簡単にご説明申し上げます。

まず、議案についてでございますが、この度、人事院勧告に係りまず給与関係条例の改正をさせていただき予定をさせていただいておりますが、議員の皆様方もご承知のとおり、人事院勧告の改定のポイントが3点ございまして、まず、1点目につきましては官民給与の逆格差解消のための月例給の引き下げといたしまして、俸給月額を引き下げ、配偶者に係る扶養手当の引き下げを行なうものでございます。2点目は期末、勤勉手当の引き下げとして勤勉手当を0.05ヶ月分の

引き上げの改定を行なうものでございます。3点目は俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革の実施でございまして、俸給水準の引き下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等の改革の実施となっております。今回のこれらの改定のうち、2点目の期末勤勉手当の改定につきましては、12月期として支払いいたします期末勤勉手当の支給の基準日が12月1日となっております事から、12月開催の定例議会では改定時期が基準日以降ということでありますので、今回臨時議会開催をお願いしているものでございまして、近隣の市町村でも同様の取り扱いをされている所が多いと聞いておるところでございます。なお、この改定による期末手当の支給には、1点目の扶養手当の引下げ改定も跳ね返るということになっておりまして、また、月例給の引下げについては、平成17年4月1日から実施となっており、12月期の期末手当で調整する事となっておりますことから、併せて臨時議会に上程させていただきたいと考えておるものでございます。なお、3点目の改定でございまして俸給制度等の抜本的な改革につきましては、昨日、国の特別国会において給与関係法案が可決成立ただけでございまして、国の方からまだ詳細な点が示されておられません。そういったことから、場合によりましては12月議会には間に合わず、3月議会をお願いをすることにも想定いたしておりますことから、そういった点でよろしくご理解の程をお願い申し上げたいと思うわけでございます。

それでは、議案についてご説明申し上げます。1点目の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告に基づく給与の見直しに関連いたしまして、本条例を改正するものでございまして、議会議員の12月期の期末手当の支給率を100分の170から100分の175に改定させていただくものでございます。

2点目の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これも同様でございまして町長、助役及び収入役の12月期の期末手当の支給率を100分

の170から100分の175に改定させていただくものでございます。

3点目の斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましても同様でございます。本条例を改正させていただくものでございます。改正の内容といたしましては、冒頭にも申し上げましたが、まず、給与表の俸給月額引下げを行なうものでございます。なお、国の行政職の俸給表1号を採用いたしております、その改定率ではマイナス0.3%となっております。また、扶養手当のうち、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げいたしまして、現行の13,500円から13,000円に引下げるものでございます。また、期末勤勉手当の引下げでございますが、勤勉手当につきまして1.4月から1.45月に0.05月引上げるものでございます。平成17年度におきましては6月期は0.7月、12月期には0.75月ということにさせていただくという事になりますが、平成18年度以降は6月期、12月期とも均衡にということで、0.725月ということで支給させていただくということになります。また、給料表の俸給月額引下げ対象となります4月から11月分の給与及び6月期の期末勤勉手当につきましては、先ほど申し上げましたように、平成17年12月期に支払いたしません期末勤勉手当にて調整を行なうということになっており、この関係につきましては遡及にて改定させていただくものでございます。

次に、報告について3件ございます。まず、議会の委任による町長専決処分の報告について関連いたします議案が2件ございます。去る8月15日にごみ収集車による物損事故が生じまして、9月26日示談書の締結により、その損害賠償額が決定いたしましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。また、併せてその損害賠償額の支払いをするための予算を専決処分させていただいたものでございます。なお、損害賠償額は14万1,000円で、賠償の相手方は三郷町のトヨタ氏でございます。

次に、平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第1号）

についてでございます。奈良地方法務局斑鳩出張所については、ご承知のとおり、移転をいたします。そういったことから、移転後の跡地利用については、藤ノ木古墳のガイダンス施設等の用地として利用したいと考えております。そうしたことから、隣接する東側の民有地を買収させていただいて、より有効な利用を図りたいと考えて、先行取得させてもらうものでございまして、その事について議会で報告をさせていただきますものでございます。

以上、簡単であります但概要の説明とさせていただきます。

委員長 ただいま、総務部長から説明をいただきましたが、その内容について質疑、ご意見などがあればお受けしたいと思います。

松田委員 この臨時議会で提案をされる事案の関係なんですが、人事院勧告、今までは準拠して扱うということを書いてきた事は事実ですが、今回の場合、特に、臨時議を開いてということ、間に合わそうという意図というのは、言わば、期末手当の関係があるからだと私は思うんです。ところが、期末手当の関係は減額するじゃなくて、むしろ増やすという関係のものであって、臨時会まで開いてやらないか問題かどうか、という風にひとつは疑問に思うんです。それと、併せてですね、今度の人事院勧告についてですが、そのままストレートに受入れるという関係を前提にしてですね、取扱っていくという事について、些か疑問があるんです。別に手当の関係なんかであったら、別にこの引上げを、何も人事院勧告が出たからといって、直ちに引上げをするという関係でなければならんということではないと思うし、あえて臨時議まで開いて、しなければならん問題なのかどうなのか、いう事について、ひとつ疑問があるんです。それから、手当の関係なんかもですが、手当の関係についても、特に調整手当の関係なんかについてもですけども、これも制度として の関係、認められましたけども、斑鳩町で一体、公務員の関係、どういう関係があるんだろうかと、今までも法務局があったんだろうと思うんですけど、それも移転する

ということになってきますと、斑鳩町で国家公務員が派遣されている  
というような組織はどこにあるのかなという風に思うんです。もしそ  
れがないとするならば、別に準拠してしたがうという関係、考える必  
要もないという風に私は思いますし、今度は廃止をするということ  
を言っているんですけど、廃止なら廃止だけで、別に臨時会を開いてや  
らんなんことでもない。3月でも十分間に合うことだという風に私は  
思うんです。だから、そういうことと併せて、給与条例の改正もです  
が、給与条例の改正についても、単に法務に準拠してということだけ  
で、いいのかどうか、いう事についても、些か疑問に思うし、あまり  
にも拙速すぎるのではないかという風に実は考えているんです。それ  
らの基になります、特に住民検討会議が、特別職にしろ、非常勤の特  
別職にしましても、常勤にしましても、あるいは職員の給与にいたし  
ましても、全て一応の中間報告の中で入れている訳ですね。そういう  
関係との関係について、一体どうするのか、ということについての説  
明は今一切ありません。いうことなどからいって、もう少し内容につ  
いてきっちりしてもらわないと、いかなのじゃないかなという風に思  
うんです。そういう事から、議案の1, 2, 3の関係について、どう  
して臨時会を開いてやらんならいかんのかどうか。後の専決処分の関  
係については、たまたま議会を開くんですから、直近の議会で報告を  
して了承を求めるというのは当たり前なんですから、開くとすれば当  
然かなと思うんです。ところが、給与改定の関係について、些か、人  
事院勧告の分だけを先にする形で実施をしなければならんのかどうか、  
もう少し腰を据えてやるということは考えられないのかどうかという  
風に思うんです。特に、私は住民検討会議の関係と、報酬その他の関  
係についても、密接に関わっている問題だと思うんです。これを、あ  
えて切り離してやって、さらに今度は、引下げの関係なんかをやる  
というような事になってまいりますと、一体どういう風に理解してい  
たらいいのかなという風に思いますので、臨時会で処置をしよう  
とする考えに至ったという事について、一体なんやろうかという事  
を聞きたいんですけどね、私は。



総務部長

先ほど、ご説明申し上げました事で言葉足らずだったかも知りませんが、人事院勧告につきましては、17年度の民間との給与格差がどうであろうかという中で、17年4月1日からの関係につきましては、俸給表の引下げ改定をしております。そういった関係で、期末勤勉手当につきましても0.05ヶ月分引上げるということも併せてあったものでございまして、その支払いを12月期で調整しなければならないということから、12月期の支払いが12月1日が基準ということでもありますので、12月議会では間に合わないということで臨時議会で、あえてお願いしたわけでございまして、そういった関係で、先ほども申し上げましたように、抜本的な改正、18年度以降、職員の給与をどうしていくのかということにつきましては、先ほども申し上げました抜本的な改正の中に入っておりますので、その中で、中間報告でいただいた関係についても、採り入れていかなければならないということと考えておるわけでございまして、なお、調整手当につきましては廃止させていただいておる中で、斑鳩町でそういった国家公務員の勤務するような場所があるのかと申し上げますと、奈良地方法務局斑鳩出張所と法隆寺にあるかとは思いますが、文化財保存事務所関係が、国の出先機関としてあるんじゃないかと、そういった関係だけの2ヶ所だけだと考えております。なお、法務局につきましては、次年度以降、3月と言っておりましたが、若干、奈良地方法務局への統合ということから、そういった方向にあるということでございます。

そういった関係を踏まえました中で、今回、斑鳩町の関係につきましては、地域手当3%の支給地域ということで、国の方で指定しておりますので、併せまして、その付近の町村についても支給地域の関連地域として指定も併せてしている事も聞いております。そういった関係もありまして、3月におきまして、国の詳細な話につきましては、まだ来ておりません関係上、12月の議会には間に合わないかも知りませんから、3月でお願いしないといけないかなという考えで想定しておるところでございますが、そうした関係を十分整理いたしまして、

事前に総務常任委員会にもご説明を申し上げながら、進ませていただきたいと考えておる関係でございます。

いずれにいたしましても、中間報告をいただいております関係上、18年度から採り入れられる分については、そういった事踏まえまして、整理をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

松田委員 今、色々なこと説明を受けていますけど、あえて臨時会を開いて手当の12月の支給に関わって決めなければならんという関係、期末手当だけだと思えますよ。特に、調整手当の関係については、今日までに廃止をするということを決めてるんですから、新たな取扱いについてどうするかということは、今後の問題になってくるんだろうと思えます。これも、廃止をすると言うのは次年度からになるわけですし、1月から廃止をするということでもない。ということになりますと、3月議会でも間に合うことである。後の関係については全てがそういう関係でありますから、ただ、減額をしようという前提になっている状況の中で、値上げをするという関係を、妥協点を探る、どうしてもみなきゃならん、ということで臨時会まで開いて決めるんだということについて、些か、住民に果たしてそれは期待に応えることになるんかどうか、ということから見ると、筋の通らんことするんやなと私は思えます。それと併せて、人事院勧告は即、地方の公務員に適用するということではないと思えます。私はあくまでもこれは準拠して、今日まで慣例として扱ってきていますけど、あくまでも公務員は公務員である、地方公務員は地方公務員であるし、システムそのものについても、審議をする機関そのものについても異なっていることは事実ですから、あえて手当てだけを上げるために臨時会を開いて決めなきゃならん、後は付けたしなんですよね。そして抜本的な見直しの関係については全部見送ってしまう。というような関係について、果たして妥当なのかどうか。ということについて、些か私は疑問を持つんです。個人的な見解でいきますと、この手当てを上げるというよう

なことになってますけど、直ちに現在、臨時会まで開いて手当を引上げるということをすべきではないという考え方に立っているんですけど、それと併せてですね、人事院勧告があったからそれに準拠するんだということを前提にして、全て決めていこうとする。減らせと言われれば減らす、増やせと言われれば増やすという風な関係について、あまりにも節操がなさすぎて、国家公務員と地方公務員との関係、あるいは県と地方自治体の関係などについて、それぞれの給与その他の賃金の決め方そのものについても独自性があるべきだという風に、私は思うんです。それを、全く配慮せずに、しかも今日財政の緊縮をどうしていくか、という事を議論している最中に、こういう風な形を採るということは、実際いかなるものか。姿勢として私は疑う状態がある。そういうことから見て、あまり賛成をしない。あえて、これは付け足しという形で、これを出している議案の関係が多いという風に思われますので、その辺については、いろいろ委員会で議論していただいていると思いますけども、私は今の処置では納得がいかないという風に思うんです。

委員長

今、松田委員からご意見いただいた件につきましては、以前から、この人事院勧告が出ましたら、当議会でもそれに合わせて臨時議会まではせず、この間、一度12月の定例会を前倒しして、11月30日でしたか、そこから始めたというようなこともありましたけれども、結局、一般職については17年の4月まで遡って、手当、配偶者控除の分とか、扶養手当のマイナスとか、こういうものをしていくわけですよ。その分をしていって、12月の期末手当でその分を調整するという、そういう事をそのまま今まで通りやろうとされているので、一般職については、今まで通り、やろうと思ったらそういう臨時議会を持たなければならないという風に思うんですけれども、今、松田委員おっしゃられるように、特別職の場合は基本給というのが、一般職とまた違いますので、そのままの基本給で掛け率だけ上がったら、賞与が上がるという格好になりますね。それについて松田委員さんの方

では抵抗があるという風にお考えになっているのではないかなという風に思うんですが、委員皆さん方にもご意見いただきたいですが、これまでは人事院勧告でしたら、必ずそれに合わせて斑鳩町はやってきたわけなんですけれども、今、松田委員がおっしゃられるように、必ずしも合わさなくても地方公務員の場合、それでも構わないのではないかという、ご意見などもいただきましたけれども、それも含めまして他の委員さん方から、ご意見いただけたらという風に思いますが。

小野委員　私の今の感じている事を述べさせていただきたいと思います。今の論点というんですか、それをまず2つに整理していただければ有り難いと思うんですが、まず1つは、臨時議会の開催の良否と、それからこの議案を取扱う、人事院勧告に基づく条例改正について提案するのか、しないのかという問題に含まれるのかなと思うんです。まず、臨時議会まで開く必要が有るかどうかということは、ちょっと横へ置いておいて、その後の方の意見で、今、委員長がおっしゃったとおり、今まで斑鳩町におきましては人事院勧告に準じてという言葉を使いながら、そのままストレートに適用してきたと経緯もあります。今回の場合は、確かに、特別職の、この緊縮財政の中で、特別職だけが増えるような感じ。職員については説明があった通り、他の手当のカット、それを補てんする意味も含めてますから、幾らになるのかははっきり数次はわかりませんが、ほぼ、プラスマイナスゼロになってくるのかなと思ってるんですが。私は以前から、期末手当の率を下げる。これやったら3月の期末手当も廃止ということで、いろいろ人事院勧告に基づく提案ということで出されてましたけども、何か、特別職の方には手当はないですので、ずっと特別職の方は、全体のボリュームで下がってだけで、致し方ないのかなと私は考えてたんです。職員の方には、その代わりと言ったら語弊はありますが、色んな手当が付いてきたから、職員については色々考えていかなければいけないから、それはいいということでしたので。今回も同じような気持ちからであれば、人事院勧告をやはり一応議論してみる必要があるだろう

と。ただ、それが12月1日の基準日を過ぎてからの議論では、いけないんであって、確かに、3月に調整ができるものと、この12月の年末調整ですかね、それで出来るものがあるんやと思いますけど。これはやはり提案してもらって、議論していくべきだと思います。

それと、委員長先ほどおっしゃったように、確かに前倒しでやったときもあるんです。それも、住民の方から、なぜ12月議会やのに、11月に始めてんのと。丁度私が議長をさせてもらった時だと思うんですが、それは、あえてこういう事ですよ。その時の日程の組み方では開会だけを先にしてましたから、一般質問が1週間以上空いたんです。それが一般質問に対する感覚ですかとって、議会の方もあつて、程度分かっておられる方から、聞かれた事もあるんです。前倒しをやってこういう条例改正を先にしなければいけなかったという事を説明したら、その人は直ぐ分かったんだけどね、そんなこともあって、今回、臨時議会を開くのもちょっと疑問があつたんですが、というのは前倒しをするべきじゃないのかなと、日程的に見てもちょっと難しいということで、あえて臨時議会の方を、当然、議運の委員長も相談受けて、こういう形を出していただいていますので、私は11月29日ですか、そこへ入れてもらうということで、一応、了としていますので、意見として申し上げておきます。

委員長 小野委員からもご意見をいただきましたけれども、他にご意見の方、ございませんでしょうか。

松田委員 手続きの面から言ってみても、この人事院勧告に基づいての給与の取扱いなどについては、少なくとも総務常任委員会とも諮って、その議を経て取扱いをされているという風に思うんです。前回の人事院勧告の説明なんかについても総務常任委員会で聞いた事は事実です。その人事院勧告などの面を合わせて、焦点になるのはいくつかあるんですけど、3つだろうなと言っているんですけども、それを具体的に審議をするについての資料の提出なんかを求めている訳なんですね。今

回はそういう関係についてどうなっているのか、私は承知していませんけども、直ちに臨時会でいう事になっている。臨時会を開いて行なうという関係について内容を見てみると、とにかく都合のええものだけを今やっつけてしまおう、という風な関係の取扱いですね、議会のルールも変えてしまう。いう風な関係での取扱いというものは、一体どうなるのか、ということについても私は疑問があるんですよ。少なくとも、こんな中途半端な提起の仕方を我々容認していくということについては、一体どうなのかなど。そしてまた、所管である総務常任委員会から出ている立場からしても、その扱いについては賛同しかねる。少なくとも、議運でそれぞれ決めてしまえば、何でも議案そのものの扱いもですね、常任委員会の所管事項の審議でもですね、無視していいんだということにはならんと、私は思うんです。そういう意味から言ってみても、これは手続き上、あるいは今日までの取扱い、議会のルールからいってみてもおかしい、という風に私は思うんです。なぜ、こんな事をやるのか。

総務部長

今回の人事院勧告については、ポイントとして3点言った中で、3点目の関係については、まさしく国の行政改革、併せまして、色々と取組みをされている事の中の一環として、国の関係で整理されてきておることでありまして、町におきましても国の方から、国の改定に合わせて地方も取組まれるようにということの通達がございまして、そういった関係上、地方におきましても行政改革の一環として取組んでいくというべきものでございまして、先ほど松田委員さんの方からご指摘ありますように、中間報告との調整はどうなっているのか、まさしくその関係についても、それを併せました内容について改定させていただくことを考えておりまして、そういった事から12月の議会には少し間に合わない。当然、総務常任委員会にもご相談させてもらいながら、上程させていただくことについては、当然、然るべき筋だと考えておることから、出来ましたら3月にそういった関係については上程させていただいて、ご相談させていただきたいと思っております。

ただ、1点、2点目の関係については、通常の、今までの人事院勧告と言いますか、・・・・の関係に関連しての改正であろうということの中で、分けてあえてさせていただいているという事でございますので、そういった点をお願いしているものでございます。

松田委員　しつこいようだけど、人事院勧告にしたがって、即、そのとおりにやるんだという前提に立ってると思うんですよ。そうした考え方というのは。少なくとも、人事院勧告が出てるとい、そしてそれを今まで準拠してきたという事についても十分理解をすることは当然だと思いますけども、少なくとも斑鳩町は、今、出来るものは18年度からやりたいという事で、住民検討会議に掛けて中間報告を求めたわけですね。中間報告の関係についても、内容を見てみると色々問題もあるし、疑問もあるんですが、少なくともこの事についても、所管の委員会に報告する、すると言ってるけど、まだ全然ないんですよ。これ、全員に配られただけなんです。しかも、その事についてどう扱っていくかという関係についても触れて、こう言っているわけでもないんですよ。だから、極めて扱いとしては不十分な、未消化な部分が非常に多いと。どこで、どう決められていくのか分からんような関係にしていますね、問題の取扱いの処置をしていって、本当に健全な財政運営というものが考えられるのかどうか、という事になってくると私は極めて疑問だという風に思うんです。これほど、議会のそれぞれの所管の委員会を無視した扱い方というのはないという風に私は思うんです。そういう意味であっては、それを容認し得るという風な状況にまで、おおらかに、私は議会運営委員会もなれるもんじゃないんじゃないかという風に私は思うんです。

委員長　　今、松田委員から色々ご意見いただきましたけれども、閉会中の委員会につきましても、順番、いつも常任委員会、結構、順番があるんですが、その順序の方も今までと違いまして、総務常任委員会を前へもってきてまして、この問題もありますので事前に総務委員会の方で、

ご議論をしていただいた方がいいという事で、臨時議会は末の方へもってきてますけども、総務常任委員会を11月22日ですね、予定をさせていただいて、総務常任委員会を一番先に開催をさせていただいて、その後厚生とか、建水とか入れるようにして、総務常任委員会の方で十分この件についてご協議いただこうという風に考えて、日程の方を事務局の方も組んではくれたと思ってるんですけども。当然、22日の総務委員会で十分委員さんから、ご意見をいただいたり、議論もしていただきまして、精査していただくことも勿論できるんですけども、ただ、今本当に整理をせんといけませんけれども、松田委員がおっしゃっている点で、本当に大きな問題としましては、今まで人事院勧告が出たら、それを斑鳩町は直ぐ準拠してきたわけなんですけれども、それを今の時期だから、今までしてきたけれども、今回については準拠しなければならないという風に考えなくてもいいのではないかというご意見があります。これは非常に大きな問題であるという風に私も思いますので、今まで準拠してきたものを準拠しないのであれば、これは議会としても本当に委員さん達にきちっとご意見をいただいた上で決めなければならない問題だろうなと思いますし、それも議運ではなく、総務委員会の皆さん方にもそういった事もお考えいただかなあかん、大きな問題になってくるので、今いただいたご意見、非常に難しいなとは思いますが、他の委員さんの方でいかがですか。

三木委員　　今までの経緯であるとか、慣例であるとか、準拠するという事と言われてますけども、今日のこの話というのは今までもやってきた、準拠してきたという事を前提に話されてきているわけで、それが根本から覆るならば、ここは議運で準拠してきたんだから、そのままいくという問題でなく、やはり総務委員会でですね、その事もきちっと話されてから議運に乗せる問題じゃないのかなという風に感じました。ですが、もしこれが準拠しないで根底から考えなきゃいけない、総務委員会に掛けてということならば総務委員会が先ではないのかなと、そういう風に感じました。



委員長 他に。

小野委員 ちょっと私も考え方がおかしいのかなと思うんですが、今の議運というのは、予定されている議案、この取扱いをどうするかということだけであって、その内容については、当然、総務委員会なり、これまあ臨時議会で付託するか、しないかというのも色々議論、これから深めていかないかと思いますが、この議案については当然町としては人事院勧告に基づいて改正案を出さなければいけない。その中の議論を、議運でちょっと深めてますけども、本来はこの議案を臨時会を開いて取扱う事の良否、いいんか、わるいんかという事だけで、何もその議案を今まで準じてあまり議論もせず決めてきたという経緯をもって議論しておれば、何か順番が変わってくるんだと思う。当然、この議運が、全ての総務委員会とか、事前のと言ったら語弊がありますが、定例会の前の総務委員会も終わってあって、それでこうして出してこれらてるとか、色々そういう問題も含めてたら、そういう心配と言うのか、この今の時に・・・するんかと言われたら、いやそれは疑問があるということになってくると思うんです。あくまでもこれは、提案されてくる事に対しては今しかないんだということで。だから、それでその時の議会がどう扱うかという事については、やはり臨時会を開いて審議を深めておこうという、そういう姿勢はやはり議会運営委員会としても正しいんじゃないかなと、私はそのように思います。それで、その後、どういう形を採られるか、またこの議運の中で皆さんで議論していただければいいんじゃないかと、そのように思います。

松田委員 今言われている関係について納得できないんですよ。おかしいなと思うんです。無理して、理屈つけようという事があるように思って仕方がない。こういう条例を出すんだという事だけを審議したらいいんやという議運ではないと、僕は思う。こういう関係について、一体そ

の条例は時に適しているのかどうか、どういう内容のものであるんかという事を理解せずに、表題だけ言われて、はいそうですか、という事で、取扱うことをよろしゅうございます、という風な事を決めるのが議運だという風に思わないんです。やっぱ、議運という、各常任委員会が決めてきたからといって、じゃあそのまま受けていいんかというのと、そうでもないと思う。もう少し議会全体として、今これを審議すべきなのかどうか、この問題を今度の議会に提起することについて、担当委員会、例えば了承したとしても、それが妥当なのかどうかという事についても、審議して然るべきだと思うし、またそういう権限も持っているんだと思うんです。それを、条例の事柄だけを決めたり、中身の問題は別なんだという関係に、私はならないという風に思うんです。中身があって初めて条例というものが提出するかどうかであって、中身について、今そういう事を取扱うべきではないという考え方に立つとするならば、何もこの議運が、理事者側が提案した時も、今取扱うべきではないという事で、それは議会として取扱わないという事を決めることは可能だと思う。しかし、取扱う以上については、所管の委員会も了承している、そして議運としても了承して問題がないということであって、初めて提起をするという事が、理事者側から提案された問題について、そういう扱いを今までしてきたと思うし、それでいいと思う。議員提案の関係については、それぞれの手続きの関係を追われておれば、中身がどうであろうとも、これは一応提案することについてはやぶさかではない。しかし、それについては賛否を本会議で問いながら、採択するかしないかという事はそこで決めるという事になってますから、何か提案そのものについて指導はしていませんけども、理事者側の関係についてはそうではないという風に思うんです。だから、この関係について、例えば議運で条例提出すること決めました。臨時会決めました。という事になれば、総務委員会、ああそうですかという事以外にはないわけですよ。だから、そういう関係について果たしてそれでいいのかどうか、という風な議論というのが成り立たないという風に思うんです。

小野委員　　今、総務部長から説明を受けました。その中での基準日ですか、それが12月1日という日、それをもって、これらの議案が成立するの  
かしないのかと言うんですかね、この日を逸して提出された場合に、  
始めから議論する余地ないんですよ。決めてもしょうがないんです。  
今、松田委員が、そうして待ってもいいんじゃないかなという思い、  
緊縮財政の中でそういう事でもいいんじゃないかなとおっしゃる意  
味も、私は感じてますが、ただ、最初から言うてるように、やはり1  
回出してもらわなしょうがない。しかもその改正のポイントという  
んですか、その中身は、17年の12月1日という日がある。そして  
私どもの12月定例会は5日からです。間に合わない。議論しても、  
今年の人件院勧告に対する議論も、その日を逸すれば何ら議論して  
いる意味がない。私は端的にそのように思いますので、臨時会を開い  
て議論するということに対しては、当然の事だと。何も総務委員会が  
先や、どうやとか、議運ではそういう権限がないとか、あるとか、そ  
ういう事を私は言っているんじゃないんです。ただ、今提案されよう  
とする中身を、それを少し聞かせていただいた中のポイントのひとつ  
として、12月1日という基準日がある、その事を重視して臨時会を  
開いてもらうということで、私はいいと思います。

松田委員　　僕はそれはおかしいと思うんや。12月1日という事のひとつの前  
提に立って、そこで言うことは実施をするという立場にたって……  
しようとしてる。それを了承して、それまでに臨時会を開いてでも決  
めましようやという関係は、それは賛同すると、提案の主旨を尊重す  
るんだと、理解をしたと、いう立場にたっていることは間違いないと  
思うんです。提案はさせておくけど、審議は別なんだということでは  
ないと思う。それだったら12月1日という関係について、何も間合  
うとか、合わんとかという関係を言う必要は全然ないんだという風に  
思うんです。だから私は、そういう扱いというのは、しかも今までに  
あまりその事は合理的ということの、臨時会を開いてという関係につ

いては合理的であると、全体がほぼ出来るというような関係ならいいけど、僕はこの事について、あえて12月1日以前に決めなければならない内容のものを含んでいるのではないという風に言っているわけなんです。この内容は。何もその時に、そういう処置をしてしまわないといけないんだという関係ではないと。問題の関係というのは、今聞いてみても手当の関係だけですやん。しかもその手当というのは増やす関係の問題です。僕はそう思うんです。その他の関係については先送りしているんですよ。しかもそれは、来年の4月1日以降の関係であるからという事の意味なんでしょう、恐らく。とするなら、3月議会でも間に合うわけなんです。そういう意味からいって、どうしても僕は今回の人事院勧告に基づく手続きの関係というのは、全部……。一番肝心の給与の改定の関係なんかにしてみたら、みんな見送ってるんですから。手当だけの関係なんですから。何でそうしなきゃならんのかという事について、僕は分かんのです。

委員長

今、松田委員がおっしゃられた意見、小野委員がおっしゃられた意見ありますけれども、特別職については今松田委員がおっしゃられるとおりだと思うんですが、一般職につきましては、配偶者の扶養手当が500円マイナスになるということ、それと調整手当分で0.3のマイナスになると。（「調整手当は関係ないです」との声）調整手当じゃないのか。（「俸給表」との声）俸給表が0.3%下がると、それを今年の4月1日から遡ってやれと、いつもあれですけどね、私らは遡及させるなという側なんです。今まさに、今までどおり4月に遡ってそれらを減額した形で職員に支給すると、この大きいマイナスになるよと、4月から11月までの分でマイナスになると、その分を賞与の方で調整するんだと、給与の方ではなく12月に出す賞与の方でこの分のマイナスを行なうということは、それを町がやろうとすれば条例上、議会の承認を得なければならないということで、以前にも一般職の件につきましては議会で承認をしまして、私はその時も反対しましたが、そういう手続きが町としては必要である

ということについて、それで、しなければいいんだと、12月1日に拘らないということなんですが、それをきちっとしようと思えば、12月1日までに決めてしなければならぬし、せんでええと言うんやったら、12月1日までに何も決める必要はない事なんですが、ただ、職員の分についてするとなれば12月1日までには決めておかなければならぬという問題がありますので、それで、まあ、特別職の方は色々ご意見も、他の方もきっとまたご意見もあるかとは思いますが、職員の件につきまして、配偶者の手当などの減額と、本給の0.3%の減額を今年の4月から遡って減額したものを、この12月で精算するという事になってますので、その事の詳細を知るためには臨時議会が必要になってくるわけなんです。だからその点も含めまして、それをしないということになったら、今までにない事になってしまいますので、本当にそうなのか、町としては今までずっとそういう形でやってきているので、今回も職員の給与について12月に出される期末手当について、人事院勧告に基づき4月に遡ったものを期末手当の方で調整したいということで12月1日までに、1日が基準日になりますので、それを行なうためにさせてくれと。その事はするとなると、それまでに決めておかなあかんし、その事についてそれで良しとするのかどうかということについては、議論は臨時議会の時にさせていただくということもありますし、先ほども申しました、事前に、閉会中の常任委員会、総務委員会、一番前にもってまいりましたので、そこで十分ご議論いただいて、議論の中で、議案の内容についてどういう風になるのかということ、またご協議は総務委員会の中でも、勿論それはそれでご意見など色々出していただいたらいいかと思うんですが、議会運営委員会としましては12月1日までにそれが決まらなければならぬという事もありますので、その点について、一般職については特にきちっと結論を導き出す意味でも臨時議会というのは必要な方法ではないかという風には私自身も考えているところなんですけれども、他の委員さんの方ではご意見ございませんでしょうか。

( な し )

委員長

そうしましたら、一般職の件もございますので、この件が大きいと思うんです。特別職の点については議論もあると思いますので、それはそれで議論をしていただいたらいいと思うんですが、この件については、やはり条例に伴います、しかも、するのかもしれないのかについて12月1日には決まってないといけない話ですので、するにしてもしないにしても、ですから臨時議会を開催させていただくのが妥当だという風に私自身も考えているんですが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

よろしいですか。大変申し訳ありません。色々ご意見も頂戴いたしましたけれども、委員多数の皆様方から、臨時議会の方、開催について了解をいただきましたので、11月中に臨時議会を開催させていただきたいという風に考えます。

開催日につきましては、理事者側との日程調整、そして12月議会の前の閉会中の各常任委員会などもございまして、それらの日程調整から、11月29日に臨時議会の方を開催したいという風に考えておるんですが、それで日程の方を取っていただきたいと思います。

先ほども申しあげましたように、担当常任委員会の総務常任委員会につきましては、閉会中の常任委員会のトップにもってきておりまして、22日に開催をしていただくということになります。総務委員会での議論なども、それぞれ我々も参考にさせていただきながら、29日の臨時議会でのこの議案についての態度というんですか、そういうものも決定していかなければならないんだろうと思います。また、総務委員会の方では、前もって説明の方がされると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

小野委員

総務委員会での説明も十分していただきたいというのは、建水の方

からも、議員としてお願いしますし、そのことで、もう1点、報告の中で開発公社の事業計画の変更というのが出されておりますが、昨日偶然知ったんですが、今までから議会からも開発公社の塩漬けの土地の問題について、入札を採り入れるということは聞いておりましたが、実際、2、3日前からそれを執行というんですか、準備をされているみたいなんですが、聞くところによれば総務委員会でも、実際にいつからやるんかというような話、どういう話するんかということは報告もされてなかったように聞いております。今回の事業計画の変更についても、今、議運の方で聞かせていただいたら、あの土地だということですが、以前にあのエリアまでが入ってたんかなというのが、ちょっと記憶が定かではないんですが、総合福祉会館を借地でやろうとされた土地の一部も入っているんかなと思いますが、どちらにしても、開発公社の事業計画の変更を出してこられるのを報告という形でされても、総務常任委員会には前もって、協議というか、別法人ですからいいとしても、やはりどういう具合にして進めていくんだと、そういう事を早い目、早い目に細かく説明しておかなければ、今後、色々な事も起きてくると思うんです。開発公社の土地を入札の案内を出されて、確かに個人の業者もそれに応じるように動いてきておられるみたいなんですが、一般にそういうように報告されてるから、住民としてそれを見てなかっただけのことなんか分かりませんが、議会にも細かく報告していただきたいなど、そのようにお願いしておきたいと思いますが。何かあったら。

総務部長

そういった面について十分な配慮が少し足らなかったように思います。そういった事については、今後、そうした反省にたって進めていかなければならないという事は当然でございます。22日開催の委員会におきましては、そういった関係につきましても十分説明申し上げまして、特に法務局の関係につきましても、事前に委員会にも報告を少しさせていただいた経緯がありまして、跡地利用についてどうするかという話については、まだ具体的に話をさせてもらっておらないの

が実状でございます。その点については22日の委員会に十分話をさせていただいて、ご理解を賜る中で進めていかなければならないと考えておりますので、大変申し訳ないと思いますが、そういった事を踏まえましての説明をさせていただきたいと考えております。

委員長

本日の議会運営委員会では臨時議会につきまして、委員さんから色々ご意見を賜っておりますので、総務部長におかれましては22日に開催されます総務常任委員会におきまして、人事院勧告の件、そしてまた、臨時議会で議案として出してこられる件につきまして、十分に資料と説明していただけますように、議会運営委員会としても方々、お願いをしておきたいという風に思いますので、よろしく申し上げます。

そうしましたら、5番目の臨時議会の開催については、以上をもって終わらせていただきたいと思います。

総務部長につきましては、先に申し上げましたように次の公務の方がございますので、ここで退席をしていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時05分 再開)

委員長

再開いたします。

本日お配りをしておりますレジメ、順序が入れ替わりまして申し訳ございませんでしたが、それでは、協議事項1. (1) 継続審査についてを議題とさせていただきたいと思います。町議会の財政健全化と議員定数について、ということですが、前回までに本件に関しましては、各項目について一通りご意見をお聞きし、取り纏めなり最終結論には至っていない項目などもございますが、後ほど引き続いてご意見をお聞きしていきたいと思っております。それに先立ちまして、先の委員会におきまして議員定数につきましては、委員会として定数を減じていく、という事。そしてまた、次回の委員会において定数を何名



にするかの議論をする、という風に確認をいたしておりますので、まず、この減数について各委員のご意見をお聞きしてまいりたいという風に考えております。本当に忌憚のないご意見を委員皆さん方から、この定数に関しまして意見を出していただけたらと思いますので、どうぞ、ご意見ございましたらどんどん出してください。

どんどん出してください、この間に色々皆さんお考えになってるだろうと思いますので、そのお考えになっている事。

小野委員 先ほどから色々、健全化検討住民会議の中間報告も読ませていただきました。また、今回の町長選挙での争点の一つと言うんですか、争点になってたのかどうか知りませんが、同僚議員からも定数については8名とか、いう事も出ておりました。確かに減員、減数という事では前回の委員会でも一致したと思うんですが、そして今、この中間報告をいただいた中で、議員定数の見直しということで、16名から10名という事で、縷々述べられております。当然、これにどうのこうのするものでもないと思いますが、この中で、私は前段の事につきましては、この常任委員会制度を存続させる事は必要であると思われますという事で、理解をしていただきます。また、その中で常任委員会が最低、構成人数は5名ということなんです。この事については色々今までから議論してた事もありますし、当然こういう議論の見方していただければありがたいなど、常任委員会制度、委員会中心主義で審議を深めてもらう方がいいという事を分かってますし、5名以上の委員会、最低が5名という事で。と言いますのは、何回もこの場所でも、ご披露させていただいて、新しい議員さんらにも理解を深めてもらっていると思いますが、14年度には14名という事でやっておりましたし、その時に私の方から諮問させていただいて、委員会のあり方について、ちょうど松田委員も議運の委員長でありましたし、今の委員長が副委員長でもありましたし、色々、1年間掛けてやってきたという事もあったことと合致してくるんですが、ただ、この検討会議は2つの常任委員会でいいだろうという事で、10名という、合計で、い

いという事で、一応提案ですね、提言しますという事でされてるんですが、私は14年当時の議論の中で、常任委員会が2つであれば、それは、委員会中心主義という形は、形だけのものであって、実際は委員会中心主義にはならない、という考えをいつも持っております。と言いますのは、やはり本会議へ諮っていく時に、過半数の委員会であっては何ら意味がないんだという事を、考えとして持っておりますので、そういった意味から言えば、私は常任委員会制度を採用していけば、3つの委員会は必要だ、2つ以上と言え、2つ以上じゃなしに、2つは含まれるけど、3つしか、もうないと。最低3つ必要だと。この委員の数が最低5名だということと常任委員会は3つ以上必要だと、最低3つだという考え方からいけば、自ずと $3 \times 5 = 15$ という数字が、私は妥当ではないのかなと、そのように思っておりますので、意見として申し上げます。

委員長 今、具体的に小野委員がお考えになられてるご意見を述べていただきました。

他にございますか。

坂口委員 私も今、小野委員さん言われましたように、同様の意見なんですけれど、住民検討会議ですか、こちらの方で10名という事で、5名の委員で2つの委員会ですか、という事で提言されてるんですけど、これ、仮に議長1名出て、本会議の方で、9名になったとしますと、1つの委員会は4名の形になってきますわね、そうなるとやっぱり、1つの委員会が過半数取ってるという事はやっぱりいかなものかなと思いますので、やっぱり最低3つの委員会は必要ではないかなと思いますので、基本的には、先ほど小野委員さん言われたのと同じ考え方をしております。

委員長 坂口委員からも同じ考え方、3委員会必要であると、構成は5人というお考えが示されておりますが、他にこの間に色々お考えになられ

ている事がございましたら、どうぞ、もう、忌憚のない意見どんどん、出していただけたらと思います。それで、今日ね、色々出していただいたからといって、その方向で決まるかどうかという事ではないので、まだ、あの、どんどん、お考えをまず出していただいて、議論していきたいと思いますので、いかがですか。

三木委員 制度についてですね、本会議になるのか、委員会制度か、という事については委員会制度をとるという事。定数につきましても、色々出ておりますが、もし、委員会制度とするなら、1はないんで、1となると本会議と同じになってくるわけですから、2と3、という事になるとと思います。その後、私も結論的には3委員会、という風に、委員会制度であるならば3委員会、という風に考えております。

松田委員 僕は、結局ね、この議会の関係については、数だけの問題じゃなしに、議会はどうあるべきなのか、いう関係からきっちり位置付けをしていかないとですね、数だけの問題になってしまうのではないかなというように思うんです。そういう意味では、議員必携に、議会の関係について、心構えとして2つほど書いているんですけど、僕はあの関係については、皆が読み直して、本当にそういう形をとっていく事が必要だろうなというように思うんです。それで、そういう意味では、この検討会議などがどういう風に分析されているのか、私には分かりません。私はどうかと言うと、検討会議そのものなんかの、こういう意見が出てくる事については、あまり議会重視をしてないなという風を感じているんです。その状態というのは、我々にも責任があるのかも知れませんが、あまり議会を議会としての存在というものを意識してない、むしろ否定するような立場で書かれているという風に見ていいのかなというように思うんです。ただ単に、数を減らせばいい、委員会2つにしたらいい、という事になってきますと、そこまですれば、この2つ、議会でも委員会をもつ状態はないと思うんですけど、全体会議と委員会主義との関係についての違いと、考え方という

ものをきっちりしているのかというと、必ずしもどう考えているのか、はっきりしないと思うんです。僕はやっぱり1名やそこらの減らし方というのはあんまり意味がないというように思うんです。僕は、少なくとも、中間採るような形になると思うけど、13ないし12、という事になろうかなという風に思いますし、全体会議、本会議主義がいいのか委員会主義がいいのかについては、もう少しやっぱり議論をする必要があるだろうと思うんです。それは構成が何名になるかによって変わってくる問題なんですけど、もう少しやっぱり議論をしてかかっていかないと、単に何名がいいだろう、という事だけでは、すまんのじゃないかなと。ただ、委員会として5名以下を割るという事になったら、委員会の形態が整わないという事ははっきりしているし、それは議員必携なんでもはっきり委員構成の関係で言ってる事ですが、ただですね、議員で、委員会のあり方については、もう少し知恵があってもいいんと違うかなという風に私は思うんです。だから、常任委員会という関係で規定をしていますと、常任委員会と特別委員会との関係の、どうミックスした形のものが作れるのかどうかによって、委員会の数というものについて、あるいは議員の任務のあり方について、考える事が可能ではないか、というように思うんです。という事を前提にして、1議員1常任委員会制度という関係の縛りについては、これは全国的な問題ではありますけども、やっぱり、これを解消する方向というものをまず前提に置くべきであろうという風に思う。その、改定をするという前提に立って、委員会のあり方というものを、やっぱりもう少し知恵を働かせて考え行く方法があるんじゃないかな、というような考え方を、私はもっています。私は、今、数全体について、もう少し議論をしないといかんと思うんですけど、常任委員会と特別委員会を合わせて議会の活動の分野のものとして考えるならば、一体いくつで、どういう形をとる事ができるのかどうか、という事をもう少し検討してみたらいいんじゃないかな、というように思うんです。僕は、今のところ、議会の関係が5つになっているんですかな、常任委員会が3つと、特別委員会2つ、特別委員会2つと言えるんかな、

議運は特別委員会とは言わないですから、入らないですから、1つですよね。（「広報があります」との声） 広報も特別委員会ではあるんですけどもね、これ、ちょっと内輪的な関係の問題ですから、広報入れるんかどうかによりますけれども、広報は別にして。だから、この関係をいくつまでなら絞れるのかなという事を考えて、そして常任委員会と特別委員会であることと、常任委員会、特別委員会を組み合わせたものとして、人選を考えるという事になってくると、5名か6名以内、3名、4名なりという関係というのは解消できるものだと。そういう方向というものについて、どうしても知恵を働かすことができないのかどうか、という事についてもう少し検討したうえで、議員定数は何名がいいのか、あるいはその場合に全体審議にならざるを得ないのか、あるいは委員会主義になるのか、委員会主義であるとするならば、こういう方法という関係について、もう少し議論をする必要があるのかな、というように思うんですけどね。ただ、基本は議員必携に書いているように、議員の心得の関係ですか、うまく書いていると思うんですよ、それで、色々議論してきた関係も、あの関係であわせていくと、整理をしていけば、かなり整理したものになるんじゃないか。そうすると、議会の考え方というのははっきりしてくるし、検討委員会が出しているようなああいう、単に減らせばという関係だけでなく、どう位置付けるをするか、という事が明確になってきて、いいのではないかなというような考え方も持ってるんですけどね。そういう意味では議員定数を今直ちに幾らに、というこだわりを持った考え方を持ってないんです。もう少し知恵を働かせて議論をすべきだという事を前提におきたいと思う。だから、議員、どうかと言うと僕は、あってもなくてもいいんやぐらいの議員の認識をされているように思われて仕方ないんです、この何を見ますと。だから、あまりこの評価をしたくないんです、この住民検討会議の関係については。これはただ単に、つじつま合わせをしたにすぎんと、そういう認識をしていますから、議論があまり深まってない。むしろこういう関係については、時間があるなら出席していた事務局関係に、どういう論議だったのか、

内容を聞いたうえで判断をしたいと思う。特に私はやっぱり、今日も議員必携を改めて読み直して見てるんですけども、ここで、やっぱり書いているんですよね、色々議会のあるべき姿が。それについて、あまり否定する内容のものはない、肯定をしていきたいと思うんですけど、特に、議員の職務というんでしょうかね、任務とそしてその体制の関係についてはどうあるべきかという事について述べてますけど、委員会構成で。これは全くこういう考え方に立つべきであると、私は思う。そういう意味からいきますと、もう少し議論をお互いにして、していかないといけないと思いますね。今のところ、議会はなめられているという風に思われて仕方がないんですよ。そんな認識で物事を決めて、数合わせなりをしていくという事については、とてもじゃないけど、のれない、という風に思うんです。ただですね、従来、16の関係というのは人口比率から見て、全国的な面から言って、かなり進んでいた、思い切った削減をしているという風に思うんです。26年に、昭和26年ですから、これ決めたの。という事からそういう風に思うんです。人が増えてきてもそのままできているという事でありますから、本来なら多いという事は言えないと思う。これは今日の状態で見ますと、この間くれている内容から見ても、ほぼ全国平均になってるんですね、16という事。だから、もう少しやっぱり減らす、予算の削減という事に目がいって、そういう風な点が、議員の任務というものが軽視されているように思うんですけども、もう少し例えば、そういう全国的な状況から合わせていこうとするなら、もう少しやっぱり減らさんといかん、それを1名とか2名とかいう事ではないんじゃないかなという風に思うんです。しかし、それは、どういう議会のあり方をするか、という事によって変わってくる問題だと思うんです。もう少し議論をしてみる必要があるんじゃないかな、という風に思うんですね。議会の構成に関する事項の関係のところなんかでも、よく書いてると思うんですよね。こういうものを勉強して本当にどうするのか、という関係、やっぱり町村議会の権能を高めるための方策の中で、やっぱり議会の構成はどうあるべきか、という事を色々書いている。権

限、課題にすべき問題というのは色々指摘してはいますが、私はやっぱりその中にいってもっと精査をして、皆がその気持ちになっていけたら、もっと変わってくる問題かなという風に思うんです。だから、むしろ今日まで議論をしてきてはいますが、この事を一回整理をしておいて、そしてきっちり議会、委員会としての考え方をまとめてもらおうという方向にして、その結果として、こういう到達点を求めたという形の理論付けをしないといかんのかな、という風に思いますけどね。どうも今のところは数合わせなり、何なり、という。それで、4億5千万の関係の数字あわせをする為にこう言っている。言うためにはまだまだ議論が足らんというように思うんです。そういう意味で、一般会計から特別会計の関係で繰出ししてる関係では9億乃至10億と言うてるし、それぞれの関係については、全く触れていないし、どういう対応をしなければならんのか、という事を言ってませんし、料金改定云々、それから監査の方法と言ってますけど、国保の関係、監査ではっきりしてるんですけど、そういう面については触れていない、特別会計と一般会計の関係には触れていないんですよ。そして、一般的な料金の改定だけを行っているという関係もあります。それが一体どう調整しようとしているのか。あるいは、下水道の関係なんかでも、下水道の関係で、取り込んでいるように見えますけど、この関係については、特に都市開発手当ですね。この関係を全部そこに充当しているという事なんですけど、これは、都市手当の関係については、調整区域を除外してるわけですから、調整区域についてはやらない、全部やるという関係で第3次計画に入っているわけですから。そうなってくると、そういうあり方についても、目的税・・・、もう少し範囲を考えると関係、それから目的税として負担をしてもらうという事を考えないと、都市計画税を納めてる、市街化区域内の調整区域、固定資産税を払っている関係について、ずっと払っていながら、一番最後までいってもまだ見込みがつかないという、市街化区域があるわけですよ。そんなところでは回収することはできないという問題だとか、色々・・・・・・・・行なわれていない。そういう中で、議員はこう

だ、こういう事では一んと決めつけている、という事について、しかも私はもう少し人があるのなら、議会は議会として真剣に誰にも左右されない状況の中で検討している最中であるという事であるとするなら、こんな結論は先に出される必要はないと違うかなという風に思っているわけです。こういう考え方で出してきたという事について、どんな議論の経過によって、そういう事になったのか、という事をむしろ聞きたい、というくらいの気持ちを持っている。ただ、賛成の上で、8名にせい、というような議員もおるんやから、という事でほしいその中やから10名という事にしたんかな、という位の単純な言い方。数も減らせ、人もようけ減らせというのは、ここだけで言っているわけですから、こういう面についても、あんまり、他のとこの議論がどうなっているのか、という事についても、不十分な面があると思いますから、まだそこまで行ってないな、という風に思うんです。もう少し、だから、我々自身については、この関係について、議員はどうあるべきか、という事と議会の構想はどうあるべきか、という事について、きっちり説明をしてほしい、整理をしてしまっ、それから決めていく方がいいと違うかな、というように思いますね。

委員長

ありがとうございます。今、松田委員が、えらい取りまとめのようなご意見を言っていました。本当に、議会運営委員会としましても、ますます厳しい、色々な財政事情の中、また、町がどんな運営をしていくのかを、我々として、議会としてはチェックを果たしていく機能をどう持つのか、我々の力量が問われている、今後、ますます問われる、そんな中で安に議員を減らすだけでいいのか、というような、私も非常に心配をしております。議会制民主主義とは何ぞやという、そもそも論から、まだ十分、今松田委員がおっしゃっていただいたように、斑鳩町議会の構成など、これまでも色々ご意見も出していただいておりますけど、更に委員会のあり方などについても、議会のあり方などについても、それぞれが認識を深めながら、この議論を更に深めていきたいという風には思います。



そうしましたら、この件については、今日のところ、定数につきましては、これ位でおいておきまして、引き続いて議論を重ねていくという事でよろしいですか。

(「結構です」の声)

小野委員　　そういう形で結構なんですけどね、私はこの中間報告、確かにこれ、中間報告という事で、町長にされたんだと思うんですが、これをね、今、松田委員もお持ちやけどね、広報にそのまま載せてるんですよ。これはね、ものすごく、議員として不快ですよ、はっきり言って。これで、一人歩きするんですよ、もう。そしたら、この検討会議が10名や言ってるのに、今、議会運営委員会で松田委員がおっしゃったように、機能、権能、それらを色々考慮して議論してる最中に先に、中間報告にしろね、この検討会議の出してる、これはね、取り返しのない事やってるんですよ、はっきり言って、執行部としてはね。その事の重要性をしっかりと認識してもらわんな、私は12月議会でその事で、くどくどやるつもりしてますからね、それはもう、議長からも通じてでもね、この事について、やはり議会としては、議会の審議を妨げた、そう言っても過言じゃない。だから、これはもう発行する段階でこんな事を載せるという事は、全く議会を無視してるんです。それだけは意見としては言うておきます。

委員長　　今、小野委員からもご意見いただきましたし、その前に松田委員からもお考えになられている事、感じられた事を述べていただいております。その点につきましては、議長からも、私も議会運営委員会の委員長としても執行部の方にその点について、ご意見があった事を申し上げて、やはり慎重にやってもらわなければ、こちらがやっぱり議論をしているという事を、執行部も知ってるわけですからね、それと、今、松田委員のおっしゃったように、議員必携にあるように、議員の定数の減というような事は、今、色々盛んに言われているが、それも

議会自身が決めていかなければならない事や、という事できちっとこの中にも書かれているわけなんです。私たちがきちっと考えていかなあかん事で、それを今、私達がやっていると言っているのに、こういう風な形になっている事につきましては、検討会議で議論なされたところはなされたであれですけど、それを今度皆さん方にお知らせする時に、やはり一定の配慮が、議会に対して、議会がやっぱりどういう風に今行われているか、という事の配慮しながら、やっぱりやっていただきたいという事ですね。これについては、申し上げたいと思います。

そうしましたら、議員の定数につきまして色々ご意見いただいたんですが、今後引き続いて、更に深めていきたいという風に思いますが、それ以外の件ですね。これまで継続してやってきました、この問題につきまして、何かご意見いただく事がございましたら、いただいておりますかと思うんですが。

松田委員 結局、住民検討会議の中間報告と合わせて、これはおそらく22日の総務委員会にも報告あるんだと思うんですよね。そこでも議論をせんらんとするんですけど、とにかくこの、無理に中間報告を慌てて出させたという関係であるように思うし、それと合わせて、えろう削減せんないかんのや、と書いてるかと思うと、今度の広報なんかでも、一番初めは黒字でね、ほこほこしているように書いてるんですよ。こういう報告を見て、次の関係で、結びつかんのですよね、本当に斑鳩町はどこまで真剣になってんねんやろうかと。一方では黒字やと報告した、一方では厳しいと言って、どっちを信用していいのか、まず一般の人には分からんという風な内容の編集になっていると思うんですよ。だから、そういう事から言って、一体どう検討されているのか分からん、住民の視点に立って決めたんかどうかわかりませんが、誠にこれはそういう風に思えない内容のものをもっているし、そういう中での、先ほどの関係になってくるんですけども、どうも、この取り組みが、形式的には厳しい厳しいと言ってるけど、本当に厳しいという認識にたって、ものを考えているのかどうか分からんような内容だ

というように思うんです。そういう意味では、総務委員会で色々議論せい、という事になるんですけど、議論させてもらうつもりはしているんですけど、ところが、もう少し議員そのものも前提に考えてもらわんと、僕はやっぱり、何も・・・へちまや、という事じゃなしに、議会は議会としての任務がやっぱりあるはずなんですから、そこを厳しく考えていかないと、よっしゃよっしゃでいいわ、いいわ、でいったんでは大変な事になるぞというように思えて仕方ないんですよ。やっぱり今のところそういう理由からいきますと、議会はね、住民からあったとしても、行政そのものからもあんまり評価されていないと思われる内容になってきてるんでないか。もう少しやっぱり主体性と権威をもって対応していく事が強く求められるのではないかな、というように思われるんですよね。これは、年寄りのひがみかも知れませんが、そういうように思われて仕方ないんですよ。そういう意味で対応していきたいと思うんです、私は。

委員長

今、松田委員からもご意見いただきました。これまで、財政健全化と議員定数について、いろんな方面から、皆さんからご意見出しいただいて、いろんなご意見いただいている中でも、ご意見あったように、議会の権威を保って、議会の地位を高めるという事は、やっぱり住民の代表である議会の地位が高まる事によって、住民の皆さん方の地位も上がるんだというように、私は思っております。やはり、住民の代表として、町に対してきっちりと対応できる議会でなければならぬという風に考えるところです。そういう議会のあり方も含めて今後更に議会の中で、どういう事をどういう風にしていけんのか、本当に、議員定数の問題なんかになりましたら、本当に議会運営のあり方がどうする事で、定数がどうなるか、というその関連もありますのでね。本会議主義なのか委員会主義なのかによっても変わってくるし、議論の仕方も変わってくるし、そういう事の中で、やっぱり今の斑鳩町議会がどうあるべきかという事を更に皆様方にご研究いただいて、今後、これら、諸問題も含めまして議員定数の問題も深めていきたい、

取りまとめをしていきたいと考えておりますけれども。

そしたら、この継続審査につきましては、以上、本日のところはこれまでで終わらせていただいてもよろしいですか。

( 了 承 )

委員長 そしたら、協議事項1. (1) は以上で終わらせていただきます。  
10時55分まで休憩させていただきます。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時56分 再開)

委員長 それでは、再開させていただきます。

続きまして、協議事項(2)に書かせていただいております、全議員研修について。長野県飯島町への研修についてを議題とさせていただきます。

これにつきましては、先日、各議員皆さんに委員長名で日程確保方通知を出させていただいたところですが、概要につきまして事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

( 事務局説明 )

委員長 事務局の方から説明がございました。この研修の実施について、また研修内容、費用、こういった事についても事務局の方から説明をしていただきましたけれども、これらにつきまして何か委員皆様方から、ご意見ご質問などがございましたら、お出しただければ結構です。

三木委員 今、説明の中で予算を、都市基盤と議運の予算を使ってという事を聞きましたが、都市基盤は中止になったの分かるんですが、議運につ

いては、確か私の記憶では今年行かなくても来年度になっても、という事で中止にはなっていないんじゃないかという風に記憶するんですけど、その辺いかがなんでしょうか。

委員長 それにつきましては、中止とは申し上げてませんが、我々も今こういう議論してる最中で、委員会を重ねて開催していかなければならない中で、今は見合わせておこうと、という事で、見合わせたという形にはなってるわけなんですけれども、私も、以前に前回、前々回、そういう飯島町からそういう要請があったという事の中では、定数の削減を行われて、4月からこっち、議会の運営12名でされているという事の中では、我々が今議運で研究してる事には合致するので、そういう事も含めて勉強させていただけるのであれば、そういう形で、今回議運は組んでいなかったけれども、来年でも次の議会の時にでも構へんねんから、という事は言ってましたけど、そういう事も合わせて、私達が勉強する機会にもなるし、という風には考えましたので、これで予算をもし、議会運営委員会の分を充てれば、議会運営委員会としては、議運の勉強する内容には当てはまっておりますので、こちらは。だからもう、改めて議運としての視察というのは行わないようになるだろうという風に考えます。それにつきましてはね。

三木委員 前々回ですかね、議運の視察については今年度でなくても、来年度でも、という事で、そこで終ったと思うんですね。今回、今こうやって飯島町云々、確かに私もこれは議運での今の課題、議員定数の問題、それから2委員会になってるという事で非常に勉強する価値、確かにあると思うので、決して反対するものではないんですが、ただその、決定が、こっちが先で、今結果的に、こういう形でよろしいでしょうか、と聞こえるので、どうかな、逆と違うんかな、やっぱり議運の中でこういう風な形で行くんだけど、皆さんどうでしょうか、というのが、私は筋じゃないのかなと思うので、その辺はどうですかね。

委員長

今、ご質問があったから、議運としての視察についてのご質問があったから、まだ議運としては決めていなかったもので、これで勉強させていただいたら一定の勉強にはなるから、それで、その後、というのは、それはそれでまた、議運で決めていただいたらいいと思いますけれども、視察自体はその予算を使わせていただいたら、この飯島町へ行く予算については、そういう形で使わせていただけたらという事で、今、事務局の方が説明をしていただいたわけですね。それについて、だから、委員さんからご意見をいただいているわけなんですけど、そしてたら三木委員は今、議運は議運として視察に行くべきで、議運の視察の分については、これに使うべきではないという風にお考えになられてるという事で、そういうご意見であるという風に理解させていただいたらいいんですか。

三木委員

全然違うよ。だから、何度も言うように、議運は、今回は今年行かないで来年度でもいいのではないかと、そこで止まっているんだから、だから今私は、初めて議運の予算を使わせてもらおうと、事務局から聞いたわけですよ。という事は既にもう議運の予算をここで使うという決定での報告に私は聞いているから、で皆さんどうですか、と言うけれども、それじゃあ、いや、それじゃあ議運はこれから検討して行って、12月議会終ってその後でも、3月までに行こうという、そういう話し合いもなきにしもあらずなんで。今そこで使う、だったら、今のあれだったら、議運の予算を使う予定ですけども、皆さんご検討いただいて、という言葉なら分かるけども、都市基盤と議運の予算を使わないのでそれを充てるという風に聞こえてるわけですよ。

委員長

今ね、事務局の方からそういう風にさせていただきたいと考えますが、という事なんで、それについて、私も皆さん方にご意見いただいているという事です。何も決まって言ってるという事ではなくて、事務局はそういう風に、今回の件で考えたと、その件について、委員さんからご意見をいただいているという状況なんで、そんな、決め付けて

言ってるわけではなくて、今だからご意見いただいているわけなんです。それにつきまして、ですからそれにつきまして、今、三木委員がそうおっしゃるのであれば、先ほど私申し上げたような考え方なのかなと思っただけで、確認をさせていただいたわけなんですけれども。

小野委員　　ちょっと、今の議論、えらいでしゃばって悪いんですけど、結局、議運としての今年度の視察は中止したという考え方で、私はいんじゃないかなと、私は思うんです。だから、その上で今回の全体で行く視察、全議員研修についての予算は、議運と都市基盤のそれらを、転用と言ったらあれかな、その中で組立ての中ではそうしてもってある予算を充当するという事で、やります、という事で。今、三木委員おっしゃってるのは、あくまでも今の時点では議運は今年度行う可能性があるという事で進めてますので、今まあ、議運単独での、今年度の視察は中止だ、行わないというように確認してもらえたら整理がつくんじゃないかなと思うんですが、その点、委員長、どうですか。

委員長　　今、小野委員の方からご意見もいただきましたので、事務局の方の提案も受けたうえで、三木委員のご意見もありました。今ちょうど、そこへ小野委員が提案をしていただきましたので、こういう時期ですので、予算をオーバーして使うという事はなかなか議会としても大変な事で、できないという風に考えます。ですから、今、提案していただいたように、この飯島町への研修を行う事によって、議会運営委員会の今年度の議会運営委員会の視察については、単独の視察は行わず、今検討している問題については、友好姉妹都市の飯島町の実例を勉強させていただくという事で、この視察研修を行う、という位置付けにさせていただくという事で、そういった議会運営委員会の皆さんの認識にたっただけで行うという事で、いかがでしょうか。よろしいですか。

三木委員　　再確認ですけど、それでは議会運営委員会については、今年度の研

修というのは、飯島町の視察という事と兼ねるという解釈をしてよろしいんですか。

委員長 兼ねるという意味合いでは、ちょっとニュアンスが違うと思いますが、議員定数の問題については。

三木委員 議運の視察は中止だと、今年度は。飯島町の研修というのはまた出てきた、その中に議員定数の件、2委員会制という事もあるので、それじゃあこれに、こういうテーマもあるので、じゃあ議運としても参考になるので、勉強に行こうかと。そして皆で一緒に行こうか、という解釈でいいと思います。

委員長 議員定数の問題については、もちろん我々議運が色々議論してますけど、これはもう議員皆さん方に最終的には諮って、議員皆さん方に色々ご協議いただかないといけない問題でもありますので、こういう機会ですので、この際皆で研修をさせていただいたらどうか、という事で今回の提案に至ってるわけなんです。

それで、そしたらご認識方については、それでよろしいですか。

( 了 承 )

委員長 その他に何かこの、事務局の方から説明がありました件で、ご質問とかございましたら。

小野委員 先ほど局長の説明の中で町長も同行するという形で、一緒に行ってもらえる、それはまあ結構なんですけど、あくまでこれは議員研修ですので、後で町長も同行してる、全体で行ったん違うかなというような感じを与えないような行動でお願いしたい。と言いますのは、あくまでも議員研修という形で予算執行していくので、そこへ町長が、町長は町長の、執行部の予算で、いつも委員会の視察のときに理事者側が



同じ時に同行しているというような形を、きちっと線だけとってもらいたい、そのように思います。また、監査請求出ないように、出た時にもきちっと裁けるように、形だけはよろしくお願いします。

事務局長 今、小野委員の方からございましたように、職員と町長は違うわけでございますけれども、一応同行という形でございますけれども、今回は議員研修という形で行っていただきますので、同じバスに乗っていただいて、同じ方向に行くという事でございますので、町長の方については、当日は同行という形でございます。あくる日については公務もございますので、朝早く帰られるという事で聞かせていただいております。一応研修と交流会の方は一緒に参加させてもらい、経費については全く別のもので支出をしていただくという事でございます。

それからちょっと先ほどご報告が漏れておりましたけれども、夜に交流会させていただくという事についての、それは諮っていただけるんですか。

委員長 今、小野委員のご質問については、局長から答えていただきましたけれども、日程につきまして、この案をお示しさせていただいてるわけなんですけれども、今先ほどから質問が出ましたように、視察研修という事で、交通費並びに宿泊などにつきましては、先ほどから申し上げてるように、予算を使ってやるわけなんですけど、この交流会ですね、交流会については、まだ全然どういう風にやろうか、という事についても具体的には決まってないわけなんですけれども、費用なんかについて、どういう風に分担したらいいのかとか、そういうのがあるんですけれども、それについて、皆さんにもご確認をさせていただきたいと思うんですが、以前に、飯島町の全議員さん来られて、合併問題で、うちで学習してくれはった時、ホテルバンガードかな、交流会か、夜、させてもらいましたね。あの時なんかは費用どんな風にいただいたんですか。

事務局長　この交流会につきましては、研修とは全く別のものがございますので、私的なものがございますので、費用については後日精算という形で考えてもらっています。前回、斑鳩の方に来ていただいた時にも、その分については別途お支払いをさせていただいているという考え方でございますので、そういう事でお汲み置きをいただければ有り難いと思います。

委員長　今、局長から説明がありましたので、交流会については交流会という内容ですので、個人負担という事で後ほど精算をして、負担をしていただくという形、前回もそういう形をとっているという事ですので、そういう形でここがございます案のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

後、何か施設見学とかそういったものでも何かご希望とかもしお有りでしたら、言っていただきましたら、前もってやっぱり向こうさんにも是非ここが見たいとか、飯島町のここが見学したい、とかいう事がありましたら出していただけたら結構かと思うんですが。行程表について。

三木委員　17、18、バス一台で行かれて、議員、職員、町長も同じ車でという事ですが、これ、17も18も全員が行きも帰りも揃って行って帰ってくるという事でよろしいですか。

(「そうです」との声)

三木委員　町長だけが朝帰るという事ですか。

事務局長　一応、参加を募らせていただいている時に予定もちょっと聞かせてもらっている議員さんございますけれども、町長についてはあくる日公務で午前中にお帰りになるという事で、それから小野委員さんについては当日研修会終了後に、あくる日用事がございますので、研修会終

了後にお帰りになるという事を事前に聞かせてもらっています。それ以外の議員さんにつきましては、あくまで一緒という事でお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 他にこの内容について、ご意見やご質問ございますか。

小野委員 全体の全議員の研修について、色々他の議員さんたちに理解はしていただいているうえで進めていることなのですが、最終的に今日のこうして決まった事は、何かで他の議員さんに報告されるんですか。そういう予定はあるのか、ないのか。

事務局長 本日、お出しさせていただいて、色々ご協議いただいて、決定させていただいたという事で全議員さん宛に通知は出させていただく予定は、議長の方から出させていただく予定はいたしておりますので、改めて別途通知をさせていただきます。

三木委員 という事は、局長、この表でもって皆さんに通知するという、そういう理解でいいんですか。

この、飯島町役場のところ、もしあれでしたら石楠花苑のところをちょっと加えていただければどうかなと思います、いかがでしょうか。

事務局長 その辺は色々あるわけですが、あくまで研修という形で公務出張という形にしておりますので、その辺については一応公文書で出させていただきますので、中の方の運用という形で、あえて具体的には入れておりませんのでご了解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 全議員研修につきましては、ただ今申し上げましたように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

そうしましたら、協議事項の（２）以上で終わらせていただきたいと思えます。

続きまして協議事項の（３）附属機関等の委員選出についてというところを議題とさせていただきます。

西谷議員が町長選挙に出馬されたことによりまして、10月11日をもって議員失職となっております。このことから、資料にありますように、都市計画審議会委員及び、廃棄物減量等推進審議会委員として議会から選出していただいておりますが、後任として委員を選出する必要があるという風に思われますので、この取り扱いについて、どのようにさせていただいたらいいか、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。質疑ご意見がございましたらどうぞ。

松田委員 数字的な関係はあるんかどうかわかりませんが、住民検討会議では、この非常勤特別職の関係についても、報酬の引き下げなんかの提起をしているんですけど、数の関係は言っていないわけですよね、減らすのか増やすのかどうか、という事。この関係については、どういう風に考えたらいいんですかね。行政側としては。

事務局長 附属機関等の委員選出につきましては、〇名以内とか、そういう形で取り決めをさせていただいております、今までの慣例で議会の方から都市計画審議会については、〇名という事になってございますけれども、規則、条例等については、たぶん〇名以内という形になっているかと思えます。必ず1名選出をしていただかなければならない委員会もございますが、〇名以内となっているというものあるという事ではしておりますので、仮に欠員ということになりましたら、議会の方がそれで了解をしていただければいいんですけど、行政側の方としては了解しますという事もお聞きしておりますので、その点も合わせてご審議を

していただければなと思います。

松田委員

だからね、僕は先ほども言ってるように、ただ単なる数合わせだけの議論をしてるというように言ってるんですけども、住民検討会議は議会の議員についても8名にせい、くらいのことを言うんですから、こういう審議会の委員についても何にも触れてないんかどうか、ただ、報酬だけは、日当報酬だけは減らせ、という事だけ言って、他は全然触れてないんやと、数については。という事なんかどうか、という事を聞いてるわけです。だから、この中で議員が何名だ、という関係については僕はいいいんですよ。総数は何名であって、その総数について、それを適当だという風に見てるというように認識していいんかどうか、という事を聞いときたいという事だけ。言うてないでしょ、恐らく。だから、それほどの関係で、だから、金額だけの事は今言って、必ず必要だとか、この委員会は必要ないとか、あるいはこの委員会を統合せいとか、いう関係にまで審査を十分に行っているものではないと、いう事だという風に僕は思うんですよ。だから、たまたまここで議員の報酬の関係が出ましたから、その面について一体どうなのか、という事だけちょっと聞いておきたかった、という事だけなんです、主旨は。だから、補充せいと言われるから補充する、という事であるとするならば、これはもう議員は変えへんという前提に立っているというものだと思うんですよね、そういう認識でいいんでしょうかな。

事務局長

一応、各委員会とか色々あるわけですけども、委嘱の人数については何名という事が触れられておらない、と言うのは、住民検討会議についても、委員数については検討されておらなかったというように思います。報酬額等についての引き下げについて、色々検討されておったと思いますけども、今回の西谷委員の都市計画審議会委員と廃棄物減量等推進審議会委員についても、町議会代表という形で、今1名出してもらってますけど、都市計画審議会については議会の方から4名以内ですかね、4名以内となっておったと思います。その辺、必ず後任

の委員さん、選出する必要があるのかどうかというのは、議会運営委員会の方でご議論していただければと思います。

松田委員　もういいですわ。事務局長に言えといっても言われへんねから。審議してないから。議会から1名という関係については、ほとんど。複数以上の関係について、関係すると思うんですよね。減らす考え方持ってんねやと。しかもそれは18年度から、という事になったらもうわずかだけやからね、補充しても減らすんなら、補充せずそのまま欠員でいってもいいというようになると思っただけに言うてるだけの事で。とにかく、十分に掘り下げた議論をしていないという事だけはここではっきりしたと思うんですよ。住民検討会議と言いながらもね。金額の4億何ぼのつじつま合わせだけのために、何ぼか減らすんや、というような事言っただけや、という風に認識しておきたいと思いません。

委員長　松田委員から各種審議会等の附属機関に関しての住民検討会議での深まりがないのではないかという事で、ご意見いただいておりますが、当面の問題といたしまして、資料にありますように、都市計画審議会が19年6月まで、6月と言っても私達は19年4月が選挙にまたなりますので、選挙の時には任期、そこで議会議員は切れると思えますけれども、それでもこの都市計画審議会については、19年まで任期が残ってるわけなんですね。それと廃棄物減量等推進審議会というのは、来年の3月までなんですけれども、ただ、これ、議会から1名しか行っておりません。そんな委員会ですので、この辺をどうするのか、引き続き議会として選出させていただく、今、割合重要な問題、重要な課題の分野の審議会かなという風に私もちょっと思っているんですけども、このところ補充するとすれば、どういう風にするのか、その辺まで含めて委員皆さんにご意見いただけたらと思うんですが。

三木委員　後の方の、廃棄物の方なんですけど、来年の3月31日で、という

事ですけど、これの審議会の回数なんかどういう風になってるんですか。それと、あと、これまで何回くらいあったのか。

もし、ないならな、逆に考えるとなしでもいいのかなと思ったりするけど。

委員長 いや、今かなり色々、例えばごみ袋、ビニールごみの関係のリサイクルするとかになった時でも、何でもここの審議会一応そういった問題についても協議していただいているので、たぶん定期的に一定の回数は開催されてるんだろうと思うんですけども、内容についてはちょっとよく分からないですが。

松田委員 ただ一つ確認しときたいのは、結局今まで議論はしてきてはいるんですけどね、財政健全化の問題に合わせて、この種の委員会に議会から選出する事の是非の問題やな、この事も関係すると思うんですよ。選んでいくという事になってくると、やっぱり必要やという事になっていくんだろと思いますし、今後送らないという前提に立って議会がある度に考えているや、というなら、そのような考え方せんならんし、この辺はどうなんですか。だから、委員長、今、大事な委員会やさかい、出すべきだという事を言っているのかなという風に思うんやけど、一つの前提に立つ、そういう委員会に議会として今後送っていく、引き続いて送っていくべきという認識に立っていくんかどうか、という事を私は、議員のあり方の問題と合わせてある問題ですから、多少その辺も含めて、今のところ、決まるまでは一応現行でいっとくんや、という事になれば、それで確定した事でいいわけですね。えらい四角四面にする必要ないと思うけど、この辺も含めて議論しといた方がいいと思うんです。

委員長 そうですね。その問題もあると思います。今後、以前にね、保育所運営委員会に議会から行ってたんを、行くのやめたとか、色々この間議論をしてきて、これらについての見直しというのを常にやってきた

わけですが、更に見直しをしていったらいいという風に私も考えてるんですが、例えば、一応都市計画審議会なんかであれば、条例で議会議員なんかもきちっと出てるようなものもありますので、とりあえずは今、今松田委員がおっしゃられた内容についての議論もこれからも進めていくべきであると思えますけれども、とりあえずは、委員の選出をしておいた方がいいのではないのかなという風には、私は思ったりするんですけどね。それについて、委員皆さん方のご意見いただいた上で、必要ないという事であれば、また理事者の方へ、それはそれで皆さんのご意見でそれは決定させていただくようにしたいとは思っておりますので、今日はお諮りさせていただいています。

小野委員 松田委員の意見のとおり、これらの、その続けるか、続けないかという議論をまだ固まってきませんので、委員長がとりあえず、というのは、これ、選ばれる人にとってみたら、ちょっと何か不満あるか分からへんけど、やはり、廃棄物減量等推進審議会の委員につきましては、一応町議会の、町議会代表という括弧書きもしておりますし、この審議会については、補充をしとくべきだと思います。その意味でも、都計審も同じ事かなと始めは思ってたんですが、4名以内という事だから、欠員ができてあっても補充しないというのが、これは、議会の方での自主的な判断という事でさせていただいたらいいのかなと。ただ、今、決め方、5月の役員改選の時に伴って決めさせてもらってた分ですから、任期を見れば19年6月、当然19年の4月で私らの任期は切れるんですが、そこまで欠員のままでしとくというのも、確認しといた方がいいのかなと思います。また、選出の方法は、12月議会の全員協議会で一応希望者募っていただくという形で、これは、会議で報告はしてないねんな、この一つずつについては。全員協議会で決まったのを議長から担当へ渡してもらってるだけやから、補充というか欠員の人はこの人です、という事で済む事ですから、ただ、全員協議会の中で一応聞いてもらわんなあかんやろし。前回に遊技場ですかね、あの時は、全員協議会を開くまで、ないからという事で希望



者を議長名で募ってもらって二人決めてしまったという事もありますし、12議会までは、12月議会の全員協議会で一応希望者を募るとい形で決定していただければそれでいいかなと思います。都計審については、欠員のままで進められるのが、それでいいかなと思います。

委員長

今、小野委員の方から、都計審については、他にも議員さんがこの都計審の方へは出ていただいております。欠員のままでいいのではないかと、ただ、廃棄物減量等推進審議会の方は議会代表という形で、一名という形でいっていただいていたものが、居ないという事になれば、どうかなと、ちょっと心配があるという事でね、是非、期間は短いですが、来年3月までですけれども、一応、規則でそうなっているのであれば、廃棄物の方は補充をしたらいいのではないかと。それで、その選出については、12月議会の全員協議会で希望者を募って、いつものように希望者を募ってやったらいいという風にご意見いただきましたが、それ以外のご意見の方ございましたら。

( な し )

委員長

ないようですので、今、小野委員の方から提案していただいた形でのよろしいですか。

( 了 承 )

委員長

そしたら、松田委員からのご提案もありますので、今後、議会がこれらの附属機関にどのように関わっていくのかという事も、今後さらに検討を加えながら、とりあえず、とりあえずと言ったら、先ほど小野委員もおっしゃいましたけれども、今、急きょこういう事態が起こっておりますので、廃棄物減量等推進審議会については、議会としても補充をさせていただく、そして、12月議会の全協の時に希望者をお聞きして決定をしていきたいという風に考えますが、それでよろしい

ですか。

( 了 承 )

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、その件については、委員選出について、そのように進めさせていただくように致します。

それと引き続きまして、議長の方から、森河議員の関係につきまして、ちょっとお話していただくことがございます。

議 長

昨日、局長と一緒に病院の方へ寄せていただきましてんけども、回復室の方に入っておられて、面会も出来ないという状況でございました。それで、状況等聞きたいという事で奥さんの方にちょっと会わせていただきまして、内容確認させていただきましたが、調子のいい時、アンモニアの数値が下がってる時はお粥も食べれる状態もあるという事ですけど、またその数値が上がったりして、昏睡状態というような形で、その日その日によって状況が落ち着かないという事でございましたので、その辺で農業委員の委員さんもしていただいておりますので、奥さんにちょっと話しさせていただけましたら、状況がかなり、長期療養が必要やという事ですので、農業委員の方を辞退したいという事でございます。それについて、今度またその点につきましても整理していただきたいと思っております。以上です。

委員長

ただ今議長の方からご説明がありましたように、農業委員会の委員に森河議員がなっていていただいているわけなんですけど、実際一度委員会に出席されただけで、あと委員会並びに現地調査、行事、こういったものには全く今、ずっと出ておられないような状況の中で、農業委員会の方のやっぱり関係もございますので、議会としてやっぱり出席できないというのは、どうなんやろという事で心配をしてたところなんですけど、今、議長がおっしゃられたように、辞職願を出したいという事

でおっしゃっていただいているようなので、これにつきましても、後任の人事をしていただきたいという風に考えておりますので、これについての方法としては。

事務局長 農業委員会委員の辞任の関係でございますけれども、昨日、先ほど議長の方からご報告ありましたように奥さんに会わせていただきまして、代わりの人にやってもらっていただきたい、という事で委任を受けておりますので、1日付けという形で議会の方にはそういう事で辞任の願いを出してもらおうという事で、手続き的には済んでおりますけれども、後、農業委員会の方へ辞任届を出す必要がございます。この辞任届を出させていただきますして、農業委員会が今月14日ですか、開かれまして、そこで同意をいただいて初めて辞任を認められるという事でございますので、その後の日付でもって後任の農業委員さんを推薦していただくという事になりますので、12月議会の定例会中に推薦の議案を出す必要がございます。そこまでの間は一応欠員という事で、11月の末から12月の議決いただくまでの間については欠員という形でございますので、その取扱いについては、後任を選出していただくという事で、議会運営委員会の方でご了解をしていただければ、あと全員協議会の方でそのお話をさせていただきますして、取扱いについては、定例会の初日にさせていただきますのか、会期中にさせていただきますのかについても、11月30日に議会運営委員会を予定いたしております。そこでご協議していただき、手続き的には農業委員会の方へ私の方から提出させていただきますして予定をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 局長から説明のあったような形で進めていきたいという風におもひますけれども、これについても議会運営委員会の皆さん方にご了解いただけますでしょうか。

( 了 承 )

委員長

よろしいですか。

そうしましたら、この件につきましても皆さん方の確認をとらせていただいたという事で、終らせていただきたいという風に思います。

続きまして、協議事項（４）陳情書の取扱いについてを議題といたします。本件につきましては、９月２０日に陳情者から事務局の方へ持参され、その日付けで受付をしていただいておりますが、当日は議会運営委員会の開催中でもあり、委員会終了後に確認をさせていただきました。そういう事からも時間的に審議等の時間的余裕などもございませんでしたので、本日資料として配布させていただいております事を前もってご了承をしていただきたいと思います。

それでは、障害福祉サービスの利用者負担増に反対を求める意見書提出に関する陳情書の取扱いにつきまして、どのようにさせていただいたらいいのか、委員皆さんのご意見をお聞きしていきたいと思えます。

何かご意見などございましたら、どうぞお出してください。

三木委員

これに関しては、障害者自立支援法というのが、その時も私、意見書として厚生委員何名かで提出させていただいたという経緯もございます。今回度々解散という事ですね、これが廃案になったんですが、これがまた出てくるという事になりそうです。そういう意味においても、この間の支援法の時の提案は反対という事ではなく、出させていただいておりますが、やはり、この件についても、弱者に対して負担を強いるという意味合いに、私は受け止めますので、きちっとした形でご提案させていただければなという風に思います。

委員長

三木委員からご意見をいただきましたけれども、障害者自立支援法につきましては、３１日の衆議院本会議で成立をしております、これにつきましては、どういうんですか、今、三木委員がおっしゃったご意見については非常に重要な問題が含まれてると思うわけなんで

すけれども、成立をしてしまうと、また陳情の内容なども変わってくるのかなという風な事も、私も考えるところなんですけれども、三木委員、厚生委員でもあられますので、担当常任委員会としましては、厚生委員会ですので、これについては、今後も動向を見ながらこういった方々の陳情に応えていけるような内容の意見書をまた別途、厚生委員会として作成していけるのであれば、そういう方向をとっていただいても結構かとは思いますが、そういう風にさせていただきます。

小野委員　　ちょっとその法案の行方というのか流れというのは、不勉強で申し訳ないんですが、今の委員長の発言では既に成立してあるという事で、この陳情者の方には誠に申し訳ないんですが、9月20日に出されて、色々あったという事ですが、反対を求めるといふ意見書は今からでは、委員長もおっしゃったとおりで、色々議論重ねていくという事についてはやぶさかではないと思いますし、そうしていただきたいと思うんですが、この意見書を出すことについては、その意味がないという判断で、私はこの意見書、陳情書は配布に留めておくというんですか、別に今出す必要もないだろうという事で理解するものです。だから、そこは必ず陳情者についてはどういう処置をしたか、という事は、しなくてもよろしいですけど、一応議会の皆さんに配布してた経緯もありますので、ちょっと残念ながらそういう形で取り纏めてもらったらいいと思います。

委員長　　小野委員の方からご意見がございました。配布に留めておいたらどうか、というご意見でもあるわけなんですけれども。どうでしょうか。

三木委員　　現状では、このままでは出せないという形になりますから、結果的に配布という形にならざるを得ないというのと、今後、この小山純司さん出して来られてます。今後についてどうするのか、という事については、また、ご検討いただいて、という形で、また厚生委員として

も委員会の中でも検討していくという形で。

委員長

そうしましたら、10月31日にこの自立支援法の方が成立しておりますので、この法案に対してどうこう、という意見書であれば、もう時期的に時期を逃してしまっているという件で、配布に留めておいたかどうか、というご意見いただいております。けれども、厚生委員会としては今後この動向を、弱者と言われる皆さん方の負担の具合はどうか、今後はその辺を見ていながら、必要であればまた別の形の意見書なんかも考える余地があるという厚生委員さんのご意見をいただいた上で、配布にとどめておくという事で、それでよろしいですか。

( 了 承 )

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、せっかく頂戴いたしておりました陳情書ではございますが、配布に留めさせていただき、今後、この方の陳情内容について活かせる形で考えていきたいという風に思います。

そうしましたら、以上で今日お示しをさせていただいております協議の内容については、終らせていただきます。あと、その他について、何か委員の皆さん方からございましたら、お聞かせいただきたいと思いますが、ございませんか。

( な し )

委員長

よろしいですか。

そうしましたら、議長の方からは、他にはよろしいですか。

局長の方から何か。

事務局長

( 生駒郡防災訓練、生駒郡町村議会議員研修会について報告 )

委員長 以上でその他についてもご報告が終了しました。  
他にはよろしいですね。

( な し )

委員長 他にないようですので、本日より予定いたしました案件につきましては、全て終了いたしました。本日の委員会報告のまとめにつきましては、例によりまして、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
異議なしと認めます。なお、次回、議会運営委員会につきましては11月30日で開催を予定させていただいておりますので、午前9時から委員会を始めさせていただきたいと思っておりますので、またご参集いただきたいと思います。それで、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それでは、本日の議会運営委員会をこれをもって終了させていただきます。どうも苦勞さまでございました。

(午前11時56分 閉会)